

岐阜県公報

第二千八百二十四号
平成二十九年二月二十一日

(火曜日)

目次

規 則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) 九一^{ページ}

告 示

土砂災害警戒区域の指定

(砂 防 課) 九一

土砂災害警戒区域の指定解除

(同) 九二

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 九二

土砂災害特別警戒区域の解除

(同) 九二

保安林に指定する予定

(郡上農林事務所) 九三

公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係
る概要等

(農地整備課) 九三

規 則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

平成二十九年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十号

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。
岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二の項中、廃プラスチック類等の合計で「一〇〇パーセント」を「五〇パー
セント以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、

同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|--------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 井ノ表 | 下呂市田口 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百四十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|--------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 井ノ表 | 下呂市田口 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|--------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 井ノ表 | 下呂市田口 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百五十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|--------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 井ノ表 | 下呂市田口 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所

所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町栗巣字大滝九七七の一から九七七の三まで、九七九の一から九七九の

三まで、九八〇から九八二まで、九八四

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次

の県営土地改良事業の変更についてその概要等を恵那市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|-----------|-----------------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
| 小 泉 地 区 | 恵 那 市 役 所 | 平 成 二 九 〇 二 〇 二 一 三 〇 〇 二 一 |

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を中津川市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|-------------|-----------------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
| 阿 木 地 区 | 中 津 川 市 役 所 | 平 成 二 九 〇 二 〇 二 一 三 〇 〇 二 一 |

平成二十九年二月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社